

【産業厚生常任委員会代表質問】

「昭和町農業振興地域整備計画の見直しについて」

令和元年 10 月の「昭和町農業振興地域整備計画書」では、甲府都市圏域の近郊農業を主体として、生産性の高い作物の産地育成の推進として、いちごなどの野菜や果物の地元特産物のブランド化、また、農業協同組合等の直売所により、生産面、流通面で都市近郊型農業としての成熟を促進し、生産性の高い農業の実現を図る、としております。

また、農用地区域は、将来にわたり保全すべき農地としておりますが、本町は、リニア中央新幹線の山梨県駅予定地に近接していることから、今後も都市的土地区域や住宅地等の開発需要の増加が予想され、農地保全と農業上の土地利用との整合を図りつつ、適切な土地利用を推進するとともに、農地転用を伴う農用地区域からの除外については、町の将来像に即し適切に対応することとし、優良な農地等の確保を図るものとする、と記述されています。

農業振興地域整備計画の見直しは、近年では平成 27 年度、及び令和元年度に実施しており、令和元年度計画では各数値の最終見通しは、令和 6 年、7 年としていますので、早急に見直しすべきだと思います。今後、どのような農業振興整備計画の見直しを行うのか、町長のお考えをお聞きします。

【答弁】

本町の農業振興地域整備計画につきましては、直近では令和元年度に見直しを行い、現行計画では各数値の最終見通しを令和6年から7年としており、今後の社会情勢の変化や開発需要を見据えた見直しが必要であると認識しております。

計画の見直しにあたりましては、まず 優良農地の保全を基本とし、計画的な農道・用排水路等の改修と農業用施設の適切な管理を図り、高齢化している農業者のための農作業の受託の在り方について検討してまいります。農用地区域からの除外につきましては、慎重かつ適切に対応し、優良農地の確保を図るとともに、地域と連携した農業の育成、環境保全型農業の進行と土地利用の調和を図ってまいります。

その上で、新しい時代の農業を築くため、特産品をはじめとする生産振興や環境保全型農業への移行、農地の流動化による経営の合理化を働きかけ、いーなとうぶ昭和と連携した地産地消の推進に努めてまいります。今後は、各数値を検証し、令和9年度策定を目指してまいります。